

2010. 3. 25

法制審議会児童虐待防止関連親権制度部会御中

駿河台大学 吉田恒雄

(法制審議会児童虐待防止関連親権制度部会委員)

第 1 回会議は、本学卒業式のため出席できませんので、書面をもって委員会における意見陳述に代えさせていただきますたく存じます。ご容赦のほど、よろしくお願い申し上げます。

意 見

1. 虐待親の実情に即した議論の必要

- ・ 児童虐待防止に関する親権制度を検討するにあたっては、虐待する親、虐待された子どもの特性に応じた制度設計が必要である。
- ・ とくに虐待する親のなかには、法制度に対する理解不足や公的機関に対する敵意などから、法制度とくに裁判制度に対する不信感をもつ者が少なくない。また、経済的理由や人的ネットワークの乏しさから、法的サービスを利用することが困難な者も少なからず見受けられるところである。これらの親に対する法的対応として、親自身による裁判制度の主体的利用を前提として制度設計することは非現実的であり、結果的に法的保護の外に親及び子どもを置くことにつながりかねない。

2. 児童福祉の実情に即した議論の必要

- ・ 児童福祉の現場では、地域の状況や職員の知識・経験・養育理念等により、社会的養護の実践に大きな差異が生じている。
- ・ たとえば、児童養護施設についても、同一の児童福祉施設最低基準によりながらも、各施設の養育理念や職員構成、専門的的技能等により、入所児童への対応に大きな差異がある。こうした現実を考慮することなく、施設長等の権限等について一律に法定することは、入所した施設次第で子どもの生活や親への対応に大きな差異が生じることになり、親及び子どもの権利に重大な影響を与え、最悪の場合には「社会的養護制度による虐待」につながりかねない。検討に際しては、このような不合理な結果が生じないよう、社会的養護の多様な状況に配慮した議論が必要である。
- ・ こうした現実とのギャップを避けるためにも、児童福祉施設や里親等、援助者からのヒアリングを十分に行う必要がある。

3. 子どもの実情に即した議論の必要

- ・ 施設入所等の措置がなされている子どもや一時保護中の子ども等は、置かれた状況

や受けた被害、能力等から、自分の意見や要望を適切に伝えるのが、とりわけ困難な子どもといえる。制度を検討するに際しては、施設や一時保護所での生活において子どもがどのような制約のもとに生活しているのか、それを子どもたちはどのように受け止めているのか等に配慮して議論を進める必要がある。

- ・ 子どもからの直接のヒアリングは困難であるにしても、施設や里親生活経験者の声を聴くことで、児童福祉サービス受給の権利主体としての子どもに配慮した制度にすることが期待できる。

4. 国際的動向を視野に入れた議論の必要

- ・ わが国はこれまで、国連子どもの権利委員会から2回の勧告を受けている。これらの勧告は、子どもの権利に関する国際的動向を踏まえたものであり、わが国が批准している「子どもの権利条約」の内容を実現する上では、当然に尊重されるべきものである。
- ・ また、近年における「子どもに対する体罰禁止」立法の例も多数あるところから、これら国際的動向にも配慮した検討が必要である。

5. 議論の公開の必要

- ・ 児童虐待に関する親権制度は、虐待問題に関わる者だけでなく、広く子どもの養育をめぐる問題でもある。このため国民の関心も高く、当部会の議論の状況には多大の関心が向けられると思われる。
- ・ また、法制度改正により多くの者が影響を受けるところから、できる限り国民の理解を得ておくことが望ましい。
- ・ このような配慮からすれば、広く国民の声を反映することができるよう、部会を公開し、議論の経過を国民が容易に知りうるようにする必要がある。

以上